

雲仙市立中学校部活動地域展開に係る方針

雲仙市教育委員会

- 1 目 的 (1) 少子化が進む中でも、雲仙市の子どもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する。
(2) 「雲仙市の子どもは雲仙市で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大に活用し、子どもたちのニーズに応じた多様で豊かな活動を実現する。

2 雲仙市立中学校部活動地域移行検討委員会の方針

中学校部活動地域展開については、雲仙市教育委員会・雲仙市（行政）だけでなく、雲仙市立中学校にある既存の部活動【陸上、軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、剣道、柔道、吹奏楽（音楽）、美術 等】と関係のある各スポーツ協会、文化連盟等並びに雲仙市立中学校等それぞれができることを整理する。その上で、雲仙市内の中学生及びその保護者に周知し、中学生には、部活動同様の活動を確保し、保護者には、地域展開に対する理解と協力をお願いするものとする。

3 それぞれの役割

教育委員会（行政）

- (1) 雲仙市中学校部活動地域移行検討委員会の運営
- (2) 地域クラブの認定
- (3) 地域クラブの練習場所等の確保
- (4) 中学生の移手段の検討・支援
- (5) 各種補助金の整理・整備
- (6) 指導者の資質向上（各種研修会の案内）
- (7) 地域クラブ設立支援 等

各関係スポーツ協会、文化連盟等

- (1) 地域クラブ設立への支援（競技団体、各種連盟等への登録・加盟 等）
- (2) 指導者の確保（指導者資格取得推進、指導者研修会主催 等）への支援
- (3) 各種大会・イベント開催・運営と参加・出演依頼
- (4) 上位大会等の役員派遣・開催協力 等

中学校

- (1) 行政および関係スポーツ協会、文化連盟、指導者等との連携（雲仙市中体連専門部長、専門委員長、顧問、指導者）→地域クラブ設立への協力
- (2) 保護者への周知
- (3) 地域クラブに関わる教職員の把握・指導
- (4) 地域クラブの練習場所確保への協力
- (5) 地域クラブとの連携（生活指導も含む） 等

連携強化（保護者の理解・協力）

まずは、**休日の地域展開（令和 8 年度完全展開）**の確立を目指す。
そして、**平日も地域展開（令和 13 年度完全展開）**へ。

4 地域クラブ設立のために（事業主体・実施主体の例）

（例 1）事業主体と実施主体を分けて設立【事業主体（市関係団体 等）・実施主体（指導者と保護者会 等）】

（例 2）実施主体だけで設立【実施主体（指導者、保護者会、既存のクラブ、地域 等）】 ※複数の地域関係者が地域クラブの組織づくりへ